

序章 連携・協働の必要性と基本方針策定の目的

1 連携・協働の必要性の背景

様々なセクターの連携・協働が必要とされています。その背景とは、どんなものでしょうか。

(1) 市民自治の時代

中央集権から地方分権へ、地方分権から市民自治へという大きな社会の動きのなかで、大田区においても地域に根ざしたまちづくりをするために、区民との協働による行政運営や様々な分野での区民活動との連携・協働が求められています。

(2) 区民ニーズの多様化と区の対応

区民ニーズの多様化は、社会の成熟化、複雑化、情報化などの結果として、増大の一途をたどっています。これらの多様なニーズの全てに対して区だけで対応することは、行政の肥大化につながるとともに、行政の持つ財政、組織、制度上の制約から現実的にも困難です。

(3) 自治意識・市民活動の台頭

一方で、成熟化しつつある社会では、市民が自らの生活に関わることは自ら行う自治意識や、ボランティアという言葉に表される社会や他人のために行う活動が芽生えてきます。「困っている人を皆で助けよう」という比較的身近な発想から、「地球環境のために私たちがすべきことは何か」というような難しいテーマまで、その活動分野は多岐にわたりますが、いずれも自分たちの力（たとえ微力でも）で世の中を良くしようという意識は共通しています。

(4) パートナーシップが求められる時代

上記のような大きな社会変化、時代背景のなかで、私たち区民は個々の価値観や多様性を尊重し合いながら共生を目指す時代に生きています。その実現のために、それぞれの立場や所属を活かしつつ連携・協働していくパートナーシップが求められています。NPO、自治会・町会、企業、一般区民、行政など多様な主体で構成する本検討会の通称を、「おおたパートナーシップ会議」としていることも、その表れのひとつです。

2 何と何が連携・協働するのか

では、どのようなセクターが、連携・協働を行うのでしょうか。

(1) 連携・協働の担い手

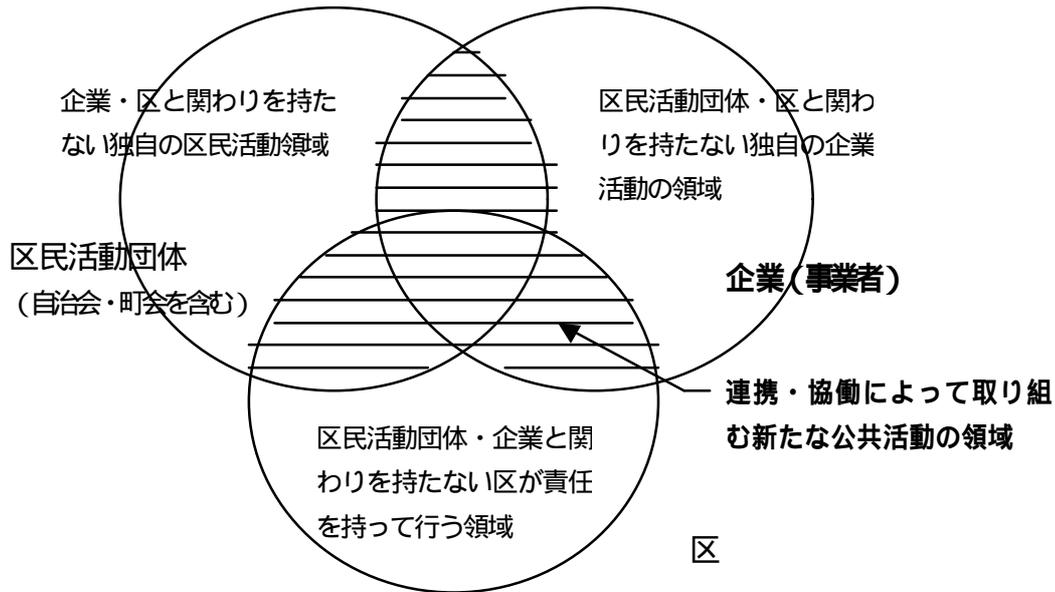
社会全体においても区内においても、様々な主体が現れてきています。ここで私たちが検討していくのは、公共活動の担い手による連携・協働です。これまで、公共活動の主な担い手は行政でしたが、区民活動団体や企業も積極的にその担い手として役割を持つようになってきました。また、これらそれぞれの担い手が交差する新たな公共領域も誕生しています。連携・協

働の担い手は、区、区民活動団体、企業の三つのセクターとして捉えていきます。

一区民による個人活動も区民活動の一つではありますが、各セクター相互の連携・協働を考
える場合、個人を超えた広がりのある団体・組織を対象とすることがふさわしいと考えます。

(2) 新たな公共活動の領域

区、区民活動団体、企業の三つのセクターが連携・協働して取り組む「新たな公共活動の領
域」は、下図のようにイメージできます。



区、区民活動団体、企業の三つのセクターがそれぞれ担う、あるいは共に担う「新たな公共活動の領域」は、固定的なものではなく、創造が連続し、絶え間なく変化する領域と捉える必要があります。

3 区民活動とは何か - 区民活動のイメージを広げよう -

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターのうち、区民活動団体は、新たに登場してきたセクターです。区民活動とは、どんなものでしょうか。

(1) これまでの区民活動のイメージ

そもそも区民活動とは何でしょうか。そのイメージは、趣味のグループやスポーツ愛好のサークルといった余暇活動のイメージ、社会教育団体、ボランティアグループ、自然環境保護団体といったイメージ、市民運動や住民運動といったイメージなど、様々でしょう。それらに積極的に参加して、新たな楽しみや生きがいを見出す区民が増えてきていると同時に、極端な思想や活動に偏っていると感じたり、暇と金を持って余している人がやることだといった否定的なイメージを持ったりしている人もいます。いずれにしても、これまでの区民活動のイメージは、社会を構成する一つのセクターや、公共活動の領域でパートナーを組む対象として位置づいていませんでした。

(2) 新しい区民活動 (NPO) の誕生

今日においては、「1 連携・協働の必要性の背景」で述べたように、社会のなかでの役割を意識し、積極的に公共活動や社会貢献活動を行う区民活動団体が誕生してきています。それらは NPO と呼ばれ注目を集めるようになってきました。1998 年の特定非営利活動促進法 (NPO 法) の制定以降は、法人格を持ち、自立的な組織として事業展開を力強く行う区民活動も増えてきています。その活動内容も多岐にわたっています。区内においても、介護保険事業や配食サービス、保育園の経営、障害を持つ子どもの学童保育、不登校の子どもの居場所づくり、地雷撤去の国際協力など、常時活動を行い雇用も生み出している区民活動団体が誕生しています。区民活動の実態は変化しつつあり、そのイメージを広げ、変えていく必要があります。

(3) 従来組織を区民活動として捉え返す

また、自治会・町会、商店会、青少年対策委員会、保護司・民生委員・児童委員、防犯・防災、PTA など、従来からある住民組織は、古くからの公共活動の担い手です。また、区施設等の運営協議会・委員会等の区民参加組織や会議もあります。三つのセクターの連携・協働を考えていくときに、これらの従来組織も区民活動として捉え返し、その存在を位置づけ重要性を認識していくことが大切です。

(4) 区民活動が社会で位置づいていくために

区民活動には多様なイメージが可能であり、また、区民活動団体実態調査からも多様な実態があることがわかります。しかし、区民活動が社会のなかでしっかりと位置づき、一つのセクターとして確立し、役割を担っていくためには、公共性や社会貢献性の視点から区民活動を見直し、イメージを広げていくことが大切です。

4 各セクターから見た連携・協働の必要性

連携・協働がなぜ必要なのか、セクターごとに見ていきます。

(1) 区にとっての必要性

地方分権推進法では、国から自治体への制度的な分権が一步前進しましたが、その勧告のなかでは「民間活動等との連携・協力」がうたわれています。自治体と地域の活動団体等との連携があってこそ本当の地方自治が生まれ、成熟していくといえます。

価値観や生活様式が多様化する現在、区は従前の画一的なサービス提供の手法だけでは多様な区民ニーズに対応できません。これからの日本社会では地域住民と行政は共に地域社会を支える当事者であり、区民は社会サービスの受益者であると同時に担い手です。

区財政は厳しくなっていく傾向にあり、少子高齢化が進行するなか、当面いわゆる「団塊の世代」が定年を迎え、納税者のなかから多額の税を負担する世代が離脱する時期には、区財政にも大きな影響が予測されます。このような財政事情のなかで、区は単に安上がりだからと、その場しのぎに区民活動団体を利用するというような姿勢ではなく、区民活動団体を育成し、

協働を進めることで自治の確立を目指し、大田区全体の底力を培うことで大田区の未来を守っていく責任があります。

明日の大田区のために、成熟した区民活動団体・企業との連携・協働は、これからの行政には必要不可欠です。

(2) 区民活動団体にとっての必要性

区民活動団体のうちNPOは、三つのセクターのなかでは、新たに誕生してきたセクターです。そのため、あらゆる面において、活動のための社会基盤整備が進んでいません。既存の法制度やシステムが、区民活動を想定したものになっていない場合も多くあります。新しい課題や、住民の個々のニーズに柔軟に対応し、行政ではできない仕事をしているNPOでも、行政からの理解が得られない、効率性が高まっていかない、構成員への負担が大きいなどの障害を抱えているケースも珍しくありません。活動場所、人材、資金、情報などの不足も大きな問題となっています。NPO、自治会・町会等の区民活動団体が公共領域での役割や社会貢献をより志向し、活動を発展させていくためには、他セクターからの理解と支援が必要です。

高齢化が進み、国際競争の圧力がますます高まっている現在、自治を基本とする新しい社会のなかでは、今後ますます区民活動の必要性が高まっていきます。新しい社会貢献を志向する区民活動団体にとって、その社会的使命を実現させるために連携・協働は有効です。また、政策提言などを活動とする団体にとっては、目的達成のために連携・協働が不可欠です。

連携・協働を最も切実に希求しているのは、新しい時代と社会的使命を自覚した区民活動団体であるとも言えるでしょう。

(3) 企業にとっての必要性

従来、営利が目的の企業と非営利である区や区民活動団体が、一緒になって活動することは難しいと考えられてきました。しかし、企業も「企業市民」として社会的責任を果たし、社会貢献、地域貢献していくことが求められる時代になってきました。また、その期待に応えることが、共生社会を実現し、広い意味で企業利益につながるという認識も生まれています。

地域コミュニティをよく知り専門性を持つ区民活動団体やコーディネーターとしての役割を担う区との連携は、企業が直接入り込みにくい分野や社会性が強調される分野へ参入するために有効な方法です。また、特に大企業にとっては、それを通して、地域コミュニティと直接関わることで、区民の求めるニーズなどが把握でき、新しい市場や販路の開拓にもつながるとともに、企業イメージの向上や社風にも影響を与えていくでしょう。また、様々なリスク回避の観点からも有効です。

町工場を中心とする中小企業や商店街にとっても、地域コミュニティが新しい課題を追求し始めると、新しいニーズが日々明らかになるため、その技術的な側面からアイデアを提供したり、製品化への道が開けるチャンスも生まれてきます。

5 連携・協働が生み出す社会

地方分権の流れのなかで、地域の課題は地域で解決していくことが求められています。各セク

ターが「地域づくり」という発想を持ち、地域の担い手として「主体的に関わる」ことにより、連携・協働が行いやすくなります。

連携・協働によって、さらに色々なニーズが生み出され、それに対してサービスも生み出されます。また、雇用も生み出され、関わる人の夢や生きがいや楽しみも生み出されます。

公共課題について、個々の領域、個々の地域の実情に応じて、区民が自ら担い手になりたいという意識が芽生えています。行政だけを頼りにするのではなく、様々なセクターの協力を得ることで、地域で「共生」できるようになることが、連携・協働によって目指す社会のイメージです。

例えば、「安全・安心のまちづくり」を目指す必要があります。防災・防犯などの緊急な対応とともに、長い目で見れば、自治会・町会、行政から委嘱された各委員と学校・公共施設・特別出張所などとの連携・協働により、地域住民が個人を尊重しつつ、互いに友好的な関係が醸し出されていくことがどうしても必要です。地域に漂う空気を変える「あいさつ運動」や「地域ぐるみで支え合う仕組みづくり」が大切になってきます。

そして、その実現に向けて、各地域でその特性を活かした取り組みが重要であり、そのために、各セクターはそれぞれの立場から連携・協働を進めていく必要があります。しかしながら、各セクターの連携・協働の取り組みについては、単なる安上がりな手段と捉えるのではなく、区民自身が自分たちでやるべきことをやるような「成熟した区民社会」に近づいていくことであると捉えていきます。

6 基本方針策定の目的

これまで述べてきた連携・協働の必要性やこれからの社会のイメージを踏まえて、連携・協働のあるべき姿、推進のための各セクターの役割、推進に向けて取り組むべきことを示すのが、基本方針策定の目的です。